

# 「劇薬」指定の解除と、お取り扱い変更のご案内

樹脂蒸散殺虫

第1類医薬品

## バポナ<sup>®</sup> 殺虫プレート

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、「平成24年5月31日付、厚生労働省令第87号」の施行に伴い、ジクロルボス樹脂蒸散剤の「劇薬」指定が解除されました。

また、「平成24年5月31日付、厚生労働省告示第374号」の施行に伴い、ジクロルボス樹脂蒸散剤は劇薬解除後も「第1類医薬品」に区分されます。

よって、平成24年5月31日以降、ジクロルボス樹脂蒸散剤は、引き続き「第1類医薬品」に該当しますが、劇薬としてのお取扱いは不要となります。

今後とも、なお一層のご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2012年5月31日

アース製薬株式会社

### 記

#### 対象製品

名 称	内容量	梱入数	薬系統一コード
バポナ殺虫プレート	1コ(115g)	48コ(12×4)	331-85001-5
バポナハーフ殺虫プレート	1コ(57.5g)	24コ(6×4)	331-85011-4
バポナミニ殺虫プレート	1コ(23g)	48コ(12×4)	331-85021-3

#### 「劇薬」表示品の取扱いについて

2012年5月31日以降も「劇薬」表示品が流通しますが、経過措置が設けられているため、引き続き販売いただいで問題ありません。以下のようにお取り扱いください。

1. 販売に際して「譲受書」は不要です。(既に記入済みの譲受書は従来通り2年保管。)
2. 保管、陳列、販売に関して、劇薬としてのお取扱いは不要です。
3. 医薬品の区分については、引き続き「第1類医薬品」としてお取り扱いください。